

# 瑞穂市地域公共交通協議会設置規約

令和7年11月28日

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域交通法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、瑞穂市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を岐阜県瑞穂市別府1288番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) コミュニティバスの運行及び運賃に関する事項
- (2) 公共交通の利便性の向上に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長は、瑞穂市副市長又はその指名する者をもって充てる。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行うものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、瑞穂市の公共交通施策を所掌する課に置く。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、委員と同一の権限を付与するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

6 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、議事については、第3項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(運賃料金部会)

第10条 運送法第9条第4項の規定に基づき旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、協議会に運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 会長

(2) 会長が指名する者

(3) 当該運賃等を定めようとする旅客事業者運送事業者の代表者又はその指名する者

(4) 中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者

(5) 住民又は利用者の代表者

3 前2項に定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、協議会が決定する。

(分科会)

第11条 協議会は、専門的な調査研究、協議又は調整のため必要があると認めるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会が処理する協議事項について、分科会があらかじめ協議会から委任を受けた場合に限り、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、協議会が決定する。

(関係者の出席等)

第12条 協議会、運賃料金部会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者（以下「関係者」という。）に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終

わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第15条 協議会の委員及び関係者の報酬に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年11月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から令和8年3月31日の間に選任される委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

3 令和7年度の協議会の会計期間は、第14条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、令和8年3月31日に終わるものとする。

別表（第4条及び第6条関係）

区分（地域交通法）	区分（運送法施行規則）	委員
地域交通法第6条第2項第1号委員	運送法施行規則第4条の2第1項第1号	瑞穂市副市長又はその指名するもの
地域交通法第6条第2項第2号委員	運送法施行規則第4条の2第1項第2号	一般乗合旅客事業者運送事業者
		東海旅客鉄道株式会社 樽見鉄道株式会社
		岐阜県タクシー協会岐阜支部
	運送法施行規則第4条の2第2項第1号イ	道路管理者
地域交通法第6条第2項第3号委員	運送法施行規則第4条の2第1項第4号	中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
	運送法施行規則第4条の2第2項第1号ロ	北方警察署長又はその指名する者
	運送法施行規則第4条の2第2項第2号	学識経験者
		瑞穂市の公共交通施策を所掌する課等の長又はその指名する者
	運送法施行規則第4条の2第1項第3号	瑞穂市社会福祉協議会長
		瑞穂市長又はその指名する者
運送法施行規則第4条の2第2項第2号	市民又は利用者の代表 その他会長が認める者	